

† e5bā~3 †

精神科医療関連制度・法律
障害者総合支援法について

令和元年 10 月改定版

吉富薬品株式会社

障害者総合支援法

第1章 「障害者総合支援法の概要」

1. 障害者に対する福祉サービス……………1
2. 支援費制度の導入(平成15年)……………2
3. 障害者自立支援法の成立(平成17年)
 - (1) 精神保健医療福祉の改革ビジョン・グランドデザイン案との関わり……………4
 - (2) 障害者自立支援法の概要……………5
 - (3) 自立支援給付の体系と給付の内容……………7
 - (4) 障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系……………8
 - (5) 施設体系・事業体系の見直し……………7
 - (6) 精神障害者社会復帰施設の新体系……………9
4. 障害者自立支援法の一部改正(平成22年)……………10
5. 障害者総合支援法の成立(平成24年)……………12
 - (1) 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律整備に関する法律」の概要……………13
 - (2) 障害者総合支援法の題名・目的……………13
 - (3) 障害者総合支援法の基本理念……………13
 - (4) 障害者の範囲の見直し……………13
 - (5) 障害支援区分への名称・定義の改正……………16
 - (6) 障害者に対する支援
 - 1) 重度訪問介護の対象拡大……………17
 - 2) ケアホームのグループホームへの一元化……………17
 - 3) 地域移行支援の対象拡大……………18
 - 4) 地域生活支援事業の追加……………19
 - (7) サービス基盤の計画的整備……………20
6. 障害者総合支援法の一部改正(平成28年)
 - (1) 障害者総合支援法の一部改正する法律の概要……………21
 - (2) 障害者の望む地域生活の支援……………22
 - 1) 地域生活を支援する新たなサービス(自立生活支援)の創設……………22
 - 2) 就労定着支援に向けた支援を行う新たなサービス(就労定着支援)の創設……………23
 - 3) 重度訪問介護の訪問先の拡大……………24
 - 4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用……………25
 - (3) 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応……………26
 - 1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設……………26
 - 2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大……………27
 - 3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援……………28
 - 4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築……………28
 - (4) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備……………29
 - 1) 補装具費の支給範囲の拡大……………29
 - 2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設……………29
 - 3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化……………29

第2章 「日中活動系サービス」(日中活動の場)

1. 自立訓練(生活訓練)事業

(1) 利用者	30
(2) サービス内容	31
(3) 職員配置基準と設備基準	31
(サービス管理責任者、生活支援員、地域移行支援員、設備基準)	
(4) 生活訓練サービス費(Ⅰ):通所訓練型	31
(5) 生活訓練サービス費(Ⅱ):訪問訓練型	32
(6) 生活訓練サービス費(Ⅲ)・(Ⅳ):宿泊訓練型	32
(7) 共生型生活訓練サービス費	33
(8) 基準該当生活訓練サービス費	33
(9) 生活訓練サービス費の減算項目	33
(定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画未作成減算、身体拘束廃止未実施減算、標準利用期間超過減算)	
(10) 生活訓練サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)共通の加算項目	35
(視覚・聴覚言語障害者体制加算、初期加算、福祉専門職員配置等加算、医療連携体制加算、食事提供体制加算、看護職員配置加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算)	
(11) 通所・訪問訓練型である生活訓練サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)の加算項目	41
(送迎加算、欠席時対応加算、短期滞在加算、精神障害者退院支援施設加算、利用者負担上限額管理加算、障害福祉サービスの体験利用支援加算、個別計画訓練支援加算、社会生活支援特別加算、就労移行支援体制加算)	
(12) 宿泊訓練型である生活訓練サービス費(Ⅲ)・(Ⅳ)の加算項目	46
(地域移行支援体制強化加算、日中支援加算、通勤者生活支援加算、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算、地域移行加算、地域生活移行個別支援特別加算、精神障害者地域移行特別加算、強度行動障害者地域移行特別加算、夜間支援等体制加算)	
(13) 訪問訓練型である生活訓練サービス費(Ⅱ)の加算項目	51

2. 就労移行支援事業

(1) 利用者	52
(2) サービス内容	52
(3) 職員配置基準と設備基準	53
(サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、地域支援員、設備基準)	
(4) 就労移行支援サービス費	53
(5) 就労移行支援サービス費の減算項目	53
(6) 就労移行支援サービス費特有の加算項目	54
(就労支援関係研修修了加算、訪問支援特別加算、就労移行支援体制加算、移行準備支援体制加算、通勤訓練加算、在宅時生活支援サービス加算)	
(7) 他のサービス費と共通の加算項目	57
1) 「生活訓練サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)共通の加算項目」と同じ加算項目	57
(視覚・聴覚言語障害者体制加算、初期加算、福祉専門職員配置等加算、医療連携体制加算、食事提供体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算)	
2) 「生活訓練サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)の加算項目」と同じ項目	58
(欠席時対応加算、精神障害者退院支援施設加算、利用者負担上限額管理加算、送迎加算、障害福祉サービスの体験利用支援加算、社会生活支援特別加算)	

3. 就労継続支援 A 型事業 (雇用型)	
(1) 利用者	59
(2) サービス内容	59
(3) 職員配置基準と設備基準	59
(サービスマニージャー、職業指導員、生活支援員、設備基準)	
(4) 就労継続支援 A 型サービス費 (I)・(II)	59
(5) 就労継続支援 A 型サービス費の減算項目	61
(定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算、サービスマニージャー欠如減算、個別支援計画未作成減算、 身体拘束廃止未実施減算)	
(6) 就労継続支援 A 型サービス費特有の加算項目	61
(重度者支援体制加算、施設外就労加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算)	
(7) 他のサービス費と共通の加算項目	63
1) 「生活訓練サービス費 (I)～(IV) 共通の加算項目」と同じ加算項目	63
(視覚・聴覚言語障害者体制加算、初期加算、福祉専門職員配置等加算、医療連携体制加算、食事提供 体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定 処遇改善加算)	
2) 「生活訓練サービス費 (I)・(II) の加算項目」と同じ項目	64
(欠席時対応加算、利用者負担上限額管理加算、送迎加算、障害福祉サービスの体験利用支援加算、 社会生活支援特別加算、)	
3) 「就労移行支援サービス費 (I) 特有の加算項目」と同じ項目	64
(訪問支援特別加算、在宅時生活支援サービス加算、)	
4. 就労継続支援 B 型事業 (非雇用型)	
(1) 利用者	66
(2) サービス内容と職員配置基準・設備基準	66
(3) 就労継続支援 B 型サービス費 (I)・(II)	66
(4) 就労継続支援 B 型サービス費の減算項目	67
(定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算、サービスマニージャー欠如減算、個別支援計画未作成減算、 身体拘束廃止未実施減算)	
(5) 就労継続支援 B 型サービス費特有の加算項目	68
(目標工賃達成指導員配置加算)	
(6) 他のサービス費と共通の加算項目	69
1) 「生活訓練サービス費 (I)～(IV) 共通の加算項目」と同じ加算項目	69
(視覚・聴覚言語障害者体制加算、初期加算、福祉専門職員配置等加算、医療連携体制加算、食事提供 体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定 処遇改善加算)	
2) 「生活訓練サービス費 (I)・(II) の加算項目」と同じ項目	70
(欠席時対応加算、利用者負担上限額管理加算、送迎加算、障害福祉サービスの体験利用支援加算、 社会生活支援特別加算、)	
3) 「就労移行支援サービス費 (I) 特有の加算項目」と同じ項目	70
(訪問支援特別加算、在宅時生活支援サービス加算、)	
4) 就労継続支援 A 型サービス費特有の加算項目	70
(重度者支援体制加算、施設外就労加算、就労移行支援体制加算)	
5. 就労定着支援事業	
(1) 利用者	71
(2) サービス内容	71
(3) 職員配置基準と設備基準	72

(4) 就労定着支援サービス費	72
(5) 就労定着支援サービス費の減算項目 (サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画未作成減算)	72
(6) 就労定着支援サービス費の加算 (特別地域加算、企業連携等調整特別加算、初期加算、 <u>就労定着実績体制加算</u> 、 <u>職場適応援助者養成研修</u> <u>修了者配置体制加算</u> 、利用者負担上限額管理加算)	73

第3章 「居住系サービス」(住まいの場合)

I. ケアホームとグループホームの一元化

1. グループホームの概要	75
2. サテライト型住居の設備・運営基準	76

II. グループホーム

1. 外部サービス利用型共同生活援助事業

(1) 利用者とサービス内容	77
(2) 職員配置基準 (サービス管理責任者、世話人)	77
(3) 設備基準	77
(4) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費	78
(5) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の減算項目 (大規模住居減算、サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画未作成減算、 <u>身体拘束廃止未実施減算</u>)	79
(6) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費特有の加算項目 (自立生活支援加算、医療連携体制加算)	80
(7) 生活訓練サービス費と共通の加算項目	
1) 「生活訓練サービス費(I)～(IV)共通の加算項目」と同じ加算項目 (視覚・聴覚言語障害者体制加算、福祉専門職員配置等加算、看護職員配置加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、 <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u>)	82
2) 「 <u>宿泊訓練型である生活訓練サービス費(III)・(IV)の加算項目</u> 」と同じ項目 (入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期入院時支援特別加算、長期帰宅時支援加算、地域生活移行個別支援特別加算、 <u>精神障害者地域移行特別加算</u> 、 <u>強度行動障害者地域移行特別加算</u>)、通勤者生活支援加算、日中支援加算、夜間支援等体制加算)	83

2. 共同生活援助事業(介護サービス包括型)

(1) 利用者とサービス内容	86
(2) 職員配置基準と設備基準 (サービス管理責任者、世話人、生活支援員、設備基準)	86
(3) 共同生活援助サービス費	86
(4) 共同生活援助サービス費の減算項目 (大規模住居減算、サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画未作成減算、 <u>身体拘束廃止未実施減算</u>)	88
(5) 共同生活援助サービス費特有の加算項目 (重度障害者支援加算)	89
(6) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費と共通の加算項目 (自立生活支援加算、医療連携体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、福祉専門職員配置等加算、 <u>看護職員配置</u> 、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算)、 <u>福祉・介護職員等特定</u> <u>処遇改善加算</u> 、入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期入院時支援特別加算、長期帰宅時支援加算、 <u>地域生活移行個別支援特別加算</u> 、 <u>精神障害者地域移行特別加算</u> 、 <u>強度行動障害者地域移行特別加算</u> 、 <u>通勤者生活支援加算</u> 、日中支援加算、夜間支援等体制加算)	90

3. 日中サービス支援型共同生活援助事業	
(1) 利用者とサービス内容	91
(2) 職員配置基準と設備基準	91
(サービス管理責任者、世話人、生活支援員、設備基準)	
(3) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費	92
(4) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費の減算項目	94
(大規模住居減算、サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画未作成減算、 身体拘束廃止未実施減算)	
(5) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費特有の加算項目	95
(夜勤職員配置加算)	
(6) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費と共通の加算項目	95
(自立生活支援加算、医療連携体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、福祉専門職員配置等加算、 看護職員配置、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算)、福祉・介護職員等特定 処遇改善加算、入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期入院時支援特別加算、長期帰宅時支援加算、 地域生活移行個別支援特別加算、精神障害者地域移行特別加算、強度行動障害者地域移行特別加算、 通勤者生活支援加算、日中支援加算、夜間支援等体制加算)	
4. グループホームの事業運営	96
5. 福祉ホームとグループホームとの違い	97
6. 精神障害者の地域移行と居住系サービスとの関係	
(1) 地域移行型ホーム	99
(2) 精神障害者退院支援施設	100
(3) 病院の敷地内における指定共同生活援助の事業等の経過的特例	102
(地域移行支援型ホーム)	
III. 自立生活援助事業	
(1) 利用者とサービス内容	104
(2) 職員配置基準と設備基準	104
(サービス管理責任者、世話人、生活支援員、設備基準)	
(3) 自立生活援助サービス費	104
(4) 自立生活援助サービス費の減算項目	105
(サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画未作成減算、標準利用期間超過減算)	
(5) 自立生活援助サービス費の加算項目	106
(特別地域加算、福祉専門職員配置等加算、初回加算、同行支援加算、利用者負担上限額管理加算)	
IV. 短期入所（ショートステイ）事業	
(1) ショートステイの利用者とサービス内容	107
(2) 職員配置基準	107
(3) 設備基準	108
(4) 福祉型短期入所サービス費	109
(5) 共生型短期入所サービス費	109
(6) 短期入所サービス費の減算項目	109
(定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算)	
(6) 短期入所サービス費特有の主な加算項目	110
(短期利用加算、重度障害者支援加算、単独型加算、栄養士配置加算、利用者負担上限額管理加算、 食事提供体制加算、緊急短期入所受入加算、送迎加算、常勤看護職員等配置加算、定員超過特例加算)	
(7) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費と共通の加算項目	112
(医療連携体制加算や福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員 等特定改善加算)	

第4章 「自立支援医療（精神通院医療）」

1. 自立支援医療の概要

- (1) 精神通院公費と自立支援医療……………115
- (2) 自立支援医療費の対象者……………116
- (3) 公費負担となる精神通院医療の範囲……………116
- (4) 利用者の自己負担額……………117
- (5) 高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」の該当者）……………118
- (6) 自立支援医療における「世帯」……………119
- (7) 指定自立支援医療機関……………120

2. 自立支援医療費（精神通院医療）の申請

- (1) 申請（新規・更新）手続き……………126
- (2) 申請書に添付する医師の診断書の書式内容……………127

3. 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定と自立支援医療受給者証

- (1) 自立支援医療の支給認定……………132
- (2) 自立支援医療受給者証……………132

第5章 「地域生活支援事業と障害福祉計画、相談支援 等」

1. 地域生活支援事業……………134

2. 市町村地域生活支援事業……………135

- (1) 相談支援事業……………135
 - 居住サポート事業、基幹相談支援センター等機能強化事業
- (2) 地域活動支援センター機能強化事業……………137
- (3) 日常生活用具給付等事業……………139
- (4) 移動支援事業……………139
- (5) 成年後見制度利用支援事業……………139
- (6) 成年後見制度法人後見支援事業……………139
- (7) 理解促進研修・啓発事業……………140
- (8) 自発的活動支援事業……………140
- (9) 意思疎通支援事業……………140
- (10) 手話奉仕員養成研修事業……………140
- (11) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保……………140
- (12) 障害者虐待防止対策支援……………140

3. 都道府県地域生活支援事業……………141

- (1) 専門性の高い相談支援事業……………141
- (2) 広範的な支援事業
 - 1) 都道府県相談支援体制整備事業……………141
 - 2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業……………142
 - ①「精神障害者アウトリーチ推進事業の一部」に係る地域生活支援事業……………142
 - ②「精神障害者地域移行・地域定着支援事業の一部」に係る地域生活支援事業……………143
 - ③「災害派遣精神医療チーム体制整備事業」に係る地域生活支援事業……………144
 - (3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業……………144
 - (4) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業……………144
 - (5) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業……………145
 - (6) サービス・相談支援、指導者育成事業……………145

4. 障害福祉計画	
(1) 障害保健福祉サービスの計画的な整備	145
(2) 障害福祉計画と基本方針	147
(3) 第5期障害福祉計画に係る国の基本方針	148
1) 基本方針の主なポイント	148
2) 成果目標に関する事項	148
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（i. 協議の場の設置、ii. 精神病床の1年以上長期入院患者数、iii. 精神病床における早期退院率）	
5. 障害者への相談支援体系	150
(1) 基本相談支援	151
(2) 地域相談支援事業	151
(3) 地域相談支援給付費（地域定着支援）	151
1) 対象者とサービス内容	151
2) 職員配置基準と設備	152
3) 地域定着支援サービス費と加算項目	152
(4) 地域相談支援給付費（地域移行支援）	153
1) 対象者とサービス内容	153
2) 職員配置基準と設備	153
3) 地域移行支援サービス費	154
4) 地域移行支援サービス費の加算項目	155
（特別地域加算、初回加算、集中支援加算、退院・退所月加算、障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊加算）	
(5) 計画相談支援給付費	156
1) 対象者	156
2) サービス内容	157
3) 職員配置基準と設備	157
4) 計画相談支援給付費の基本報酬	157
（サービス利用支援費、継続サービス利用支援費）	
5) モニタリング実施標準期間の見直し	158
6) 計画相談支援給付費の減算項目	159
（居宅介護支援費重複減算、介護予防支援費重複減算）	
7) 計画相談支援給付費の加算項目	159
（特別地域加算、利用者負担上限額管理加算、特定事業所加算、初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、居宅介護支援事業所等連携加算、医療・保育・教育等連携加算、サービス担当者会議実施加算、サービス提供時モニタリング加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算）	

第6章 「訪問系サービス」

1. 居宅介護事業	
(1) 利用者	164
(2) サービス内容	165
(3) 職員配置基準と設備基準	165
（ホームヘルパー、サービス提供責任者、管理者、設備基準）	
(4) 居宅介護サービス費	166
(5) 居宅介護サービス費の減算項目	169
（事業所と同一建物の利用者等による場合、初任者研修課程修了者作成した個別支援計画による場合等）、	

(6) 居宅介護サービス費の加算項目	170
(夜間早朝加算、深夜加算、特定事業所加算、特別地域加算、緊急時対応加算、喀痰吸引等支援体制加算 初回加算、利用者負担上限額管理加算、福祉専門職員等連携加算)	
(7) 生活訓練サービス費と共通の加算項目	172
(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算)	
2. 重度訪問介護事業	
(1) 利用者	173
(2) サービス内容	174
(3) 職員配置基準と設備基準	174
(サービス提供責任者、従業者、管理者、設備基準)	
(4) 重度訪問介護サービス費	175
(5) 重度訪問介護サービス費特有の加算項目	177
(重度障害者等に対する加算、障害者支援区分6該当者に対する加算、移動介護加算、行動障害支援連携加算)	
(6) 居宅介護サービス費と共通の加算項目	178
(夜間早朝加算、深夜加算、特定事業所加算、特別地域加算、緊急時対応加算、喀痰吸引等支援体制加算 初回加算、利用者負担上限額管理加算、福祉専門職員等連携加算福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護 職員処遇改善特別加算)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、2人の重度訪問介護従事者による場合)	
3. 行動援護事業	
(1) 利用者	181
(2) サービス内容	181
(3) 職員配置基準と設備基準	182
(従業者、サービス提供責任者、管理者、設備基準)	
(4) 行動援護サービス費	182
(5) 行動援護サービス費の減算・加算項目	183
(支援計画シート等未作成減算、行動障害支援連携加算)	
(6) 居宅介護サービス費と共通の加算項目	184
(2人の行動援護従事者による場合、特定事業所加算、特別地域加算、緊急時対応加算、喀痰吸引等支援体制 加算、初回加算、利用者負担上限額管理加算、福祉専門職員等連携加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福 祉・介護職員処遇改善特別加算)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算)	